様式第2号(第4条関係)

粕屋町在宅介護者ねぎらい手当金支給(決定・却下)通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

粕屋町長　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった粕屋町在宅介護者ねぎらい手当金支給について、次のとおり(決定・却下)しましたのでお知らせします。

1　決定内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　者 | フリガナ  氏名 | (男・女) |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日　　(　　　歳) |
| 住所 | 粕屋町　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL |
| 振込予定日 | | 年　　　　月　　　　日 |
| 振込先 | | 申請書に記入された指定口座 |

2　却下

|  |
| --- |
| 理由 |

(教示)

1　審査請求について

　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において粕屋町を代表する者は、粕屋町長です。

　ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。